

1 余裕期間制度について

	Q	A
1-1	余裕期間とは、どのような期間ですか。	余裕期間とは、契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。なお、工事の余裕期間は、案件ごとに定めて特記仕様書に記載します。
1-2	余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないことはできますか。	発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が任意に工事着手日を設定できますので、余裕期間をとらないことも可能です。
1-3	工事着手日通知書の提出後に、工事着手日を変更することは可能ですか。	余裕期間中であれば、変更理由が記載された書面による工事発注課との変更協議を行い、変更することは可能です。 ただし、工事着手期限は、延ばすことはできません。
1-4	余裕期間設定工事で、工事着手日後に工事の全体工期の終期日を変更することは可能ですか。	全体工期の延長等は、契約約款に基づき行い、一般的な工事と同様の取り扱いとなります。
1-5	余裕期間制度について、技術者の配置に関することのほかに、受注者にとってどのようなメリットがありますか。	余裕期間中は、技術者の配置を要しないため、現場への資機材搬入や仮設物の設置等の工事の着手はできませんが、労働者の確保や現場に搬入しない建設資材の確認などの事前の準備はできます。そのため、受注者が工事着手日を柔軟に選択することで、計画的に工事の施工体制を確保することが可能となるなどのメリットがあります。

2 余裕期間中にできること

	Q	A
2-1	Q 余裕期間中にできること、できないことは何ですか。	余裕期間中は、労働者の確保、資機材等の準備（発注を伴わないもの）は行うことができますが、監理技術者等の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。
		【余裕期間中にできる作業の例】
		○労働者の確保
		○資機材等の準備（発注を伴わないもの）※Q2-7を参照
		○現場の下見※ ※具体については、Q2-2を参照
		○工事看板等の作成
		○上記の作業に係る、関係者との調整
		【余裕期間中にできない作業の例】
		×現場事務所の設置
		×工事看板等の設置
		×現地測量
		×現場での埋設物調査、試掘
		×支障物件の撤去
		×樹木伐採、除草
		×工場製作工
		×現場への資機材の搬入
		×発注者（監督員を含む）との協議

		× 交通管理者との協議 × 埋設企業者との協議 × 近隣住民（自治会等を含む）等との調整 × 工事のお知らせの配布 × 工事写真の撮影 × 施工計画書の作成 × 仮設工事 × 上記の作業に係る、関係者との調整
2-2	余裕期間中に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。	準備行為にあたる作業は一切できませんが、準備行為にあたらない下見は可能です。工事の準備行為に当たらない現場の下見については、工事着手日までの間は、工事担当課と相談のうえ、行ってください。
2-3	余裕期間中に行える関係者との協議と、行えない関係者との協議の違いは何でしょうか。	労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備など、余裕期間中に行えることに関係した調整に必要な協議は可能ですが、2-1【余裕期間中にできない作業の例】のような協議については、工事着手後に行う必要があります。
2-4	余裕期間中に行える労働者の確保に関係し、下請け契約はできますか。	施工体制確保のために、余裕期間中に下請け契約はできます。
2-5	余裕期間中の現場の管理は、誰が行いますか。	余裕期間中の現場の管理は発注者等が行いますので、受注者の現場管理は、工事の着手日から発生します。
2-6	余裕期間と準備期間の関係は、何ですか。	余裕期間制度は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から標準化を図ることを目的に設定するものであり、実工期とは関係ありません。一方、準備期間は実工期の一部であり、工種区分等を踏まえて設定します。
2-7	資機材等の準備（発注を伴わないもの）とは、何ですか。	資機材等納入業者との、数量や納入時期の確認等の準備については行うことができます。

3 配置予定技術者について

	Q	A
3-1	監理技術者等と現場代理人は、いつ配置しなければいけませんか。	監理技術者等と現場代理人は、工事着手日の前日までは、配置を要しません。工事着手日当日に、配置することが必要です。
3-2	監理技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事できますか。また、現場代理人の常駐を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事することができますか。	監理技術者等については、両工事ともに専任を要する場合であっても、余裕期間中であれば、監理技術者等の配置を要しませんので、契約中の他の工事に従事することができます。また、現場代理人については、両工事とも常駐を要する場合であっても、余裕期間中であれば、現場代理人の配置を要しませんので、契約中の他の工事を常駐することができます。
3-3	余裕期間中に、監理技術者等を配置してはいけなないのでしょうか。	余裕期間中は、監理技術者等を設置した上での準備等を行えません。監理技術者等が配置できる体制が整う時点を工事着手日とし、準備等を進めてください。
3-4	入札時に提出する配置予定技術者届は、複数名分提出することはできますか。	可能です。工事着手日に配置する可能性がある監理技術者等が複数名いる場合等は、予め複数名分の届出書を提出してください。
3-5	配置予定技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合、監理技術者等の変更はできますか。	原則、変更することはできません。入札時に、配置予定技術者を複数名分提出することは可能です。
3-6	配置予定技術者の現在の手持ち工事について、検査願届の提出日、検査日又は市からの工事検査通知日のいずれの日から、次の工事に着手できますか。	工事検査通知書により、検査の合格を明らかにする必要があるため、工事検査通知日以後となります。
3-7	配置予定技術者を複数名分提出した場合、当初CORINS入力した技術者と違う技術者を配置することになれば、CORINSを変更する必要が生じますか。	その場合、CORINSの変更は必要です。

4 工事着手日通知書について

	Q	A
4-1	「工事着手日通知書」はどこに提出すればよいですか。	工事担当課へ提出してください。
4-2	「工事着手日通知書」の提出は、いつまでに行う必要がありますか。	契約締結日7日以内に提出となります。

5 契約手続きに係ることについて

	Q	A
5-1	契約保証の保証会社との手続きについて、留意事項はありますか。	余裕期間設定工事においても、契約保証金を保証で代替する場合は、契約締結時には履行保証保険証券等の提出が必要です。保証期間については、余裕期間や実工期に関わらず、全体工期（余裕期間を含み特記仕様書に記載の工期の終期まで）を保証期間にしてください。
5-2	前金払の請求可能時期は、いつからですか。	工事の着手日以後に、請求書を提出できます。

6 その他

	Q	A
6-1	余裕期間中において、受注者の連絡相手先はどのようになりますか。	代表連絡先又は工事内容がわかる部署を、受注者の連絡窓口とします。
6-2	入札する工事が余裕期間制度対象かどうかは、どうすればわかりますか。	一般競争入札の工事の場合、公告に対象工事であることが記載されています。また、特記仕様書にも記載があります。
6-3	着手届の提出はいつまでに必要ですか。	着手届の提出期限は、工事着手日に関わらず、他工事と同様に契約締結日から14日以内となります。
6-4	契約時のCORINSの登録は、どのようにすればいいですか。	CORINSの登録は、全体工期で登録すること。ただし、技術者の従事期間は、実工期で登録すること。なお、CORINSの登録は、工事着手日に関わらず、他工事と同様に契約後（土曜日、日曜日、祝日等を除く）10日以内に行ってください。